

福岡県公報

令和8年7月10日
第710号

目次

告示（第477号－第487号）

○自衛官の募集	（市町村行政支援課）	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	3
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	4
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	4

公告

○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	5
○落札者等の公示	（教育庁教育イノベーション推進課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	5
○一般競争入札の実施	（警察本部会計課）	7
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	（県営住宅課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	10

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局監査第二課）	10
------------------	----------------	----

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	（警察本部生活保安課）	16
--------------------	-------------	----

雑報

○令和9年度福岡県農業大学校研修科研修生の募集	（経営技術支援課）	16
-------------------------	-----------	----

再掲

○災害救助法による救助の開始	（福祉総務課）	17
----------------	---------	----

告示

福岡県告示第477号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- （1）一般曹候補生
- （2）2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 受付期間

- （1）一般曹候補生
令和8年7月1日（水）から令和8年9月1日（火）まで
- （2）2等陸・海・空士（任期制自衛官）
令和8年7月1日（水）から令和8年9月1日（火）まで

3 応募資格

- （1）採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- （2）詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等によ

り周知する。

(1) 一般曹候補生

ア 第1次試験（学科試験・適性検査（Web））

令和8年9月16日（水）～令和8年9月20日（日）（予定）

イ 第2次試験（口述試験・身体検査）

令和8年10月18日（日）～令和8年10月22日（木）（予定）

(2) 2等陸・海・空士（任期制自衛官）

ア 学科試験・適性検査（Web）

令和8年9月16日（水）～令和8年9月20日（日）（予定）

イ 口述試験・身体検査

令和8年9月26日（土）～令和8年9月30日（水）（予定）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所

八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第478号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	166	嘉麻市大隈町418-1 嘉麻市交通安全協会 会長 石井 薫	嘉麻市大隈町418-1	令和8年 6月3日
旧事項	166	嘉麻市大隈町418-1 嘉麻市交通安全協会 会長 縄田 勲	嘉麻市大隈町418-1	

福岡県告示第479号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	128	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所内 嘉穂・鞍手食品衛生協 会 会長 野田 好記	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所内	令和8年

旧事項	128	飯塚市新立岩 8 番 1 号 福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所内 嘉穂・鞍手食品衛生協 会 会長 村岡 康隆	飯塚市新立岩 8 番 1 号 福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所内	6 月 12 日
-----	-----	---	--	----------

福岡県告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成29年2月福岡県告示第117号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住ヶ丘 6 丁目(3)－ 2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第481号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成29年2月福岡県告示第118号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

香住ヶ丘 6 丁目(3)－ 2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-----------------	--------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 7 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住ヶ丘 6 丁目－ 1	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第483号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 7 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香住ヶ丘 6 丁目－ 1	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1600号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
友丘6丁目(1)	福岡市城南区友丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1601号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
友丘6丁目(1)	福岡市城南区友丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
友丘6丁目－1	福岡市城南区友丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
豊前市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大道地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和8年7月10日から 令和8年8月10日まで	宮若市役所 土木建設課

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称
県立学校校務関係システム構築に係る要件定義業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部教育イノベーション推進課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和8年6月22日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
ネットワンシステムズ株式会社

(2) 住所

東京都千代田区丸の内2-7-2JPタワー

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

13,860,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年5月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市二丈深江八丁目1823番1から1823番58まで、二丈深江九丁目1827番6の一部並びに二丈深江字井牟田3059番の一部並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区古門戸町5番1号
株式会社C&C
代表取締役 行武 忠孝

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察公用車任意保険

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年7月27日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名
福岡県警察公用車任意保険

(2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。

(3) 役務業務期間
令和8年9月1日から令和9年7月1日までの間

(4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウ

ンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年8月19日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年7月10日（金曜日）から令和8年8月6日（木曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年8月19日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和8年8月20日（木曜日）午前10時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A leasing contract for Voluntary automobile insurance for Fukuoka police vehicles

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 P. M, August 19, 2026

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

県営住宅の敷地内において、放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとします。

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区東月隈四丁目8番地4号 福岡県営月隈住宅4棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和8年5月12日
メーカー名	不明
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	沖縄市 き 8096
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課建替・保全係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字宮ノ後3175番12、3175番48及び3205番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市下白水南三丁目86番地 ヴィラ春日西202号
衛藤 良太、衛藤 朱華

監査委員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部、人づくり・県民生活部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月10日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	井 上 博 隆

8 地総第 770 号
令和 8 年 6 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部 アジア文化交流センター	資金前渡について、資金前渡を受けた職員は、必要な限度額として前渡された金額を超えて支払っていた。	所属長は、関係職員に対し、「財務会計事務の手引き」等で適正な事務処理について改めて確認させるとともに、所属長、広報課長、展示課長、交流課長、広報課副長で構成する「役付会議」において、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、資金前渡の制度内容について確認できると、財務提要求を手元に常備し、事務処理を行う。 ・ 所属に、急な支払や取引の実情に対応するための緊急用前渡資金を準備する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生 活部	雑入について、収入すべき事 由が発生した後、速やかに調定 すべきところ、調定が遅延して いた。	所属長は、関係職員に対し、 今回の誤りを示した上で、同様 の誤りを繰り返さないため、以 下の取組を徹底するよう指導し た。 ・ 担当者及び上司は、新たに 調定管理表を作成し、毎月末 日の定例業務として調定漏れ がないか複数人で確認する。 ・ 担当者が不在となり事務引 継ぎが生じる場合は、調定管 理表等により担当事務の進捗 状況を示し、副任及び上司へ 確実に引継ぎを行う。 ・ 副任及び上司は、担当者が 不在となる場合は、調定管理 表によりスケジュールを把握 し、事務処理を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統 制に係るリスク対応シートに 今回の誤り及びその再発防止 策を追記し、これに基づき事 務処理を行う。

8 商政第 556 号
令和 8 年 6 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	通勤手当について、4月1日付人事異動で転入した職員に対し、4月分の定期券代を支給すべきところ、これを行わず支給不足となっていた。 なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。	所属長は、関係職員に対し、今回の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者、副任及び上司は、通勤手当に係る認定事務の手引き及び通知等を精読し事務処理について再確認するとともに毎年度末に総務事務厚生課から発出される「年度末、年度当初での庶務会計業務及び給与支給業務の事務処理について（通知）」を参考に、転入者等の通勤手当についてダブルチェックを徹底の上、認定を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第182号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和8年7月10日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する規則（案）

福岡県公安委員会公告式規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（案）

2 意見募集期間

令和8年7月10日から同年8月8日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

雑 報

令和9年度福岡県農業高等学校研修科研修生を次のように募集する。

令和8年7月10日

福岡県農業高等学校長 飯野直美

【研修科】

1 募集研修生数

コース名	研修生数
野菜	20名程度
花き	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福岡県内の農業者

(2) 福岡県内に居住し農業を志す者及び福岡県内での就農を希望する者

ただし、(1)に該当する者については、就農して間もない者、あるいは品目転換を目指す者とする。また、(2)に該当する者については、認定新規就農者を目指す者及び雇用就農を志す者とする。

3 研修期間

(1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）

(2) 研修開始 令和9年4月

4 募集日程

項目	1次募集	2次募集
応募書類受付	令和8年10月20日（火） ～11月10日（火）	令和9年1月7日（木） ～1月21日（木）
	・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。 ・電子申請による研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書のいずれかの資料は応募書類受付最終日24時までに送信されたものに限り受け付ける。 ・郵送による応募書類の送付は、必ず簡易書留郵便とし、応募書類受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。	
面接審査日	令和8年11月30日（月）	令和9年2月9日（火）
受講決定日 （研修生の決定）	令和8年12月11日（金）	令和9年2月17日（水）

※2次募集は、募集定員に達しない場合に実施する。

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業高等学校に提出すること。

(1) 研修受講申込書

(2) 下記のうちいずれかの書類

ア 就農計画書（新規就農を志す者）

イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）

ウ 雇用就農計画書（農業法人に就職を志す者）

なお、研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書は、福岡県農業高等学校のホームページに掲載した電子申請サイトのアドレスまたはQRコー

ドから電子申請サイトに移動して必要事項を入力した後、入力内容を送信することで申請できる。

(3) 返信用封筒

封筒に応募者のあて名、郵便番号、住所を明記し、次のとおり同封または持参すること。

ア 書類審査結果・面接審査実施の送付用

長形3号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

イ 面接審査結果・受講許可通知、研修受講案内の送付用

角形2号封筒に、530円切手を貼ったもの。 1枚

なお、書類審査で受講不可となった場合は、上記イに係る返信用封筒は返却する。

(4) 障がい(※)等のある応募者の審査及び受講上の配慮

障がいや疾病等により、審査及び入校後の実習や講義等で配慮を希望する応募者は、応募期間中に問い合わせること。必要に応じて、本人、保護者等に対して、問い合わせ内容について質問する場合があるが、受講者の合否判定には一切影響はない。

また、審査の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があり、内容を十分に検討した上で配慮内容を連絡する。

なお、内容によっては、希望する配慮や支援を講じることができない場合がある。

(※) 学校教育法施行令第22条の3に定めるとおり

6 選考方法及び受講許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い、受講者(研修生)を決定する。

受講者の発表は、受講決定日の午前9時に審査番号を福岡県農業大学校内に掲示するとともに本校ホームページに掲載する。

また、受講決定者あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義及び個別営農計画策定演習と併せて、希望

する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、養成科と調整の上、次の実習及び講習等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 養成科が行う講義及び資格取得講習の受講

8 研修受講申込書等の請求及び研修内容に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校(郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129)又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495)。

研修受講申込書等は、福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる。(https://fuknodai.jp)

また、郵送により研修受講申込書等を請求する場合は、返信用封筒(角型2号封筒に、あて名、郵便番号及び住所を明記し、180円切手を貼ったもの。)を必ず同封すること。

なお、研修受講申込書等は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和25年福岡県条例第46号)第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第438号の2

令和8年6月24日から大雨に伴う災害に関し、令和8年6月25日から柳川市、うきは市、みやま市及び広川町の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)第3条の規定により告示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎